

広島県訓令第十号

土木建築局
北部建設事務所

庄原ダム操作規則を次のように定める。

平成二十八年八月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

庄原ダム操作規則

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 - 第二章 貯水池の水位等（第三条―第六条）
 - 第三章 貯水池の用途別利用（第七条―第九条）
 - 第四章 洪水調節等（第十条―第十四条）
 - 第五章 貯留された流水の放流（第十五条―第二十一条）
 - 第六章 点検、整備等（第二十二条―第二十四条）
 - 第七章 雑則（第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（通則）

第一条 庄原ダム（以下「ダム」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

（ダムの用途）

第二条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。

第二章 貯水池の水位等

（洪水）

第三条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒五立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（水位）

第四条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

（常時満水位）

第五条 貯水池の常時満水位は、標高三百二十八・九メートルとする。

（サーチャージ水位）

第六条 貯水池のサーチャージ水位は、標高三百三十九・二メートルとする。

第三章 貯水池の用途別利用

（洪水調節等のための利用）

第七条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高三百二十八・九メートルから標高三百三十九・二メートルまでの容量四十二万立方メートルを利用して行うものとする。

（流水の正常な機能の維持のための利用）

第八条 流水の正常な機能の維持は、標高三百十八・六メートルから標高三百二十八・九メートルまでの容量二十一万八千立方メートルのうち最大八万八千立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第九条 水道用水の供給は、標高三百十八・六メートルから標高三百二十八・九メートルまでの容量二十一万八千立方メートルのうち最大十三万立方メートルを利用して行うものとする。

第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第十条 北部建設事務所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想される場合は洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第十一条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

一 別に定める関係機関と緊密に連絡し、気象及び水象に関する観測を行い、並びに必要な情報を収集すること。

二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うことに関し必要な措置を執ること。

(洪水調節等)

第十二条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第十三条 前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第十四条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

2 所長は、前項の規定による洪水警戒体制を解除したときは、第十一条第一号の関係機関に連絡するものとする。

第五章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第十五条 ダムによって貯留された流水は、第十二条、第十三条及び第十七条の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流を行うことができる。

一 第二十二条の規定による点検又は整備を行うため特に必要がある場合

二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合

2 前項の規定により放流する場合の放流量の限度は、毎秒〇・四八立方メートルとする。

(放流の原則)

第十六条 所長は、放流管から放流を行う場合には、別に定めるところにより放流により下流に急激な水位の変動を生じさせないよう努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第十七条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、ダム地点において別表に掲げる水量を確保できるように、必要な流水をダムから放流しなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第十八条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、石丸取水地点において、毎秒〇・一〇六立法メートルの水量を確保できるように、必要な流水をダムから放流しなければならない。

(流水の貯留制限)

第十九条 所長は、次の各号に掲げる地点の流量が、当該各号に定める水量を下回る場合には、貯水池に流入する流水を貯留してはならない。

一 ダム地点において毎秒〇・〇七立方メートルの水量

二 石丸取水地点において毎秒三・六〇立方メートルの水量

(放流に関する通知等)

第二十条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生じさせると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、第十一条第一号の関係機能に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲートの操作)

第二十一条 放流管から放流を行う場合のゲートの操作については、別に定める。

第六章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第二十二条 所長は、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 知事は、前項の計測、点検及び整備を行うため、別に基準を定めなければならない。

(観測)

第二十三条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 知事は、前項の気象及び水象の観測を行うため、別に基準を定めなければならない。

(記録)

第二十四条 所長は、第二十二条第一項の計測、点検及び整備を行ったとき又は前条第一項の観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておかななければならない。

第七章 雑則

(細則)

第二十五条 この操作規則に定めるもののほか、この操作規則の実施のため必要な細則は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第十七条関係）

期 間	水量（単位 毎秒立法メートル）
一月一日から四月二〇日まで	○・〇四三
四月二一日から五月四日まで	○・〇五七
五月五日から五月二〇日まで	○・〇六六
五月二一日から九月三〇日まで	○・〇五七
一〇月一日から一二月三一日まで	○・〇四三